

## 賃貸住宅建設促進事業を開始

優良で低家賃の賃貸住宅の建設を促進し、定住人口の増加を図ることを目的として、町内に賃貸住宅を建設する個人または法人に対して助成措置を行う新たな制度を創設しました。現在の公営住宅戸数は四百四十戸で、修繕を行いながら維持管理しています。今後の公営住宅新築計画は現在のところ予

定がないことから、民間活力の活用や宅地として適している町有地を有効に活用して住宅確保を図るものです。事業の概要は次のとおりで、平成二十三年三月までの三年間として事業を進めていきます。



- 対象住宅：1棟2戸以上の上下水道と車庫または駐車場を完備した賃貸住宅です。
- 補助対象：用地の取得、旧住宅の取壊し費用を除く住宅建設に要した費用を対象として、1戸当りの住宅建設費は850万円が限度です。
- 補助金：私有地の建設は、住宅建設費の2分の1以内（1戸425万円以内）を補助。町有地の建設は、最初の3戸までは住宅建設費の2分の1以内、次の1戸からは5分の3以内（1戸510万円以内）を補助します。
- 家賃限度額：1戸当り建設費の0.6%以内（5万円以内）が限度で、5年間は限度額以内の適用となります。
- 対象者選定：町民、町内法人が優先となります。（法人の場合は、町内に本社がある法人）
- 補助対象外：
  - ア 個人が建設する場合は、その個人またはその2親等以内の親族が入居するもの。
  - イ 法人が建設する場合は、その法人役員やその役員の2親等以内の親族が入居するもの。
  - ウ その法人の職員用住宅であるもの。ただし、建設戸数の3分の1以内の入居は認めます。
- その他：10年以内に他の用途に変更したときなど補助金返還となります。
- 認定申請書：
  - 締め切りは5月30日（金）まで
  - 詳細は総務課まちづくり推進係（電話32-2421）へ

## 大前忠明氏

### 紺綬褒章を受章

「大前忠明さん（北町）が内閣総理大臣及び内閣府賞勲局長から紺綬褒章を受章し、四月四日町長から伝達されました。」

この褒章は、公益のために私財を寄附した個人又は団体に贈られるもので、町立病院の運営に役立ててほしいと、和寒町に五百万円を寄附した功績が認められ今回の受章となりました。大前忠明さんは、四月十六日に他界されましたが、ご寄附いただいた金員は町立病院の整備に活用させていただくとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。



## 玉手雅夫分団長

### 消防庁長官表彰

和寒町消防団第一分団分団長「玉手雅夫さん」（西町）が消防庁長官から「永年勤続功労章」を受章し四月十一日土別地方消防事務組合管理者から表彰状が伝達されました。

玉手さんは昭和四十八年に入団以来、三十五年にわたり消防のため尽力されています。

平成八年二月からは消防団幹部として活躍され、消防に対する功績が認められ今回の表彰となりました。

